

第六次川越市男女共同参画基本計画 中間とりまとめ（案）

令和6年 月

川越市男女共同参画審議会

はじめに

川越市では、平成13年12月に制定された「川越市男女共同参画推進条例」に基づき、男女がともに人権を尊重し、責任を分かちあいながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を推進するためのさまざまな施策を進めてまいりました。

こうした中、条例第8条の規定に基づき、令和3年3月に策定した「第六次川越市男女共同参画基本計画」（以下「現基本計画」という。）が、令和7年度で終了することとなります。

本審議会では、これまで、男女共同参画の推進に資するため、その重要事項等について、市長の諮問に応じ、調査・審議を行うとともに、現基本計画の進行管理を行ってまいりました。

つきましては、次期計画の策定が円滑に進むようにするため、本審議会におけるこれまでの議論を踏まえた現基本計画の課題整理を行うとともに、男女共同参画に関する意識調査及び各種施策の推進状況等を勘案した策定準備を目的として、中間取りまとめを行うものです。

令和6年 月

川越市男女共同参画審議会
会長 大 橋 稔

目 次

I 第六次川越市男女共同参画基本計画の概要	- 4 -
1 計画の目的	- 4 -
2 計画の性格と位置付け	- 4 -
3 計画の期間	- 5 -
4 計画の基本理念	- 5 -
5 計画の将来像	- 6 -
6 計画の基本目標	- 6 -
7 計画の重点課題	- 6 -
8 計画の体系図	- 7 -
II 川越市の現状と課題	- 9 -
1 計画の評価指標	- 9 -
2 川越市の現状と課題	- 10 -
III 施策別の現状と課題	- 11 -
基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進するための意識づくり	- 11 -
主要課題1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発	- 11 -
主要課題2 男女共同参画社会を推進する教育・学習の充実	- 13 -
主要課題3 地域における男女共同参画の推進	- 15 -
主要課題4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	- 17 -
主要課題5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進《重点》	- 19 -
基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくり	- 21 -
主要課題6 仕事と生活の両立支援《重点》	- 21 -
主要課題7 女性の活躍推進	- 23 -
基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる環境の整備	- 25 -
主要課題8 多様な性のあり方への理解の促進と支援《新規》《重点》	- 25 -
主要課題9 誰もが安心して暮らせる環境の整備	- 27 -
主要課題10 生涯を通じた心身の健康支援	- 29 -
基本目標Ⅳ 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	- 31 -
主要課題11 配偶者暴力相談支援センターの機能充実《重点》	- 31 -
主要課題12 相談窓口の充実と暴力防止の啓発《重点》	- 33 -

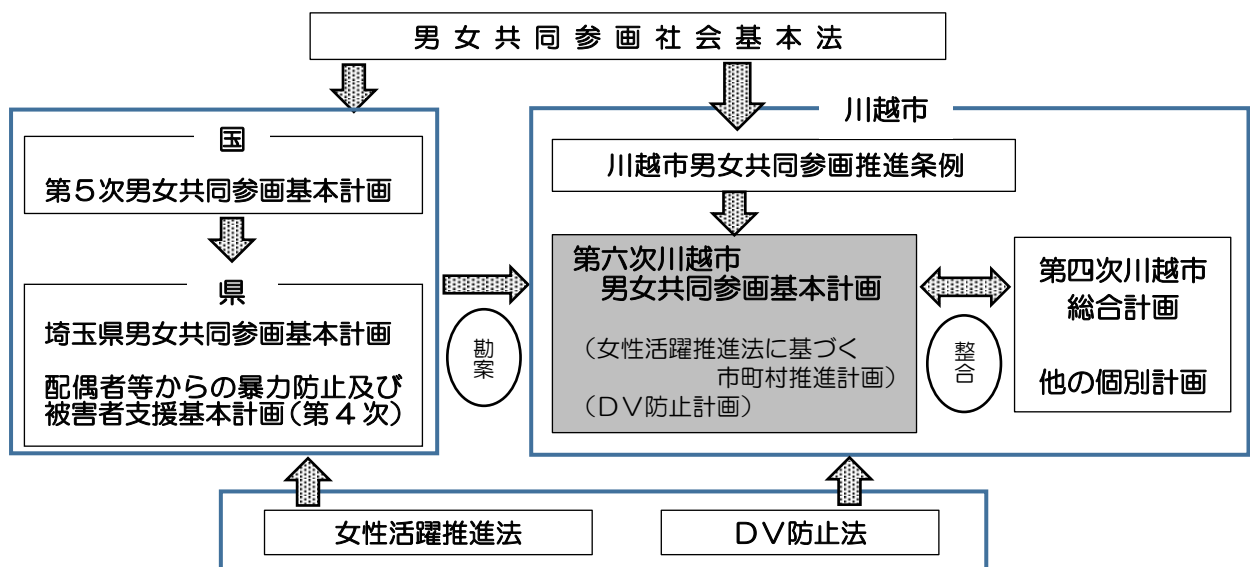
I 第六次川越市男女共同参画基本計画の概要

1 計画の目的

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「川越市男女共同参画推進条例」第8条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

- ◎ 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」等を勘案して策定するものです。
- ◎ 本計画は、上位計画である「第四次川越市総合計画」や、市における他の個別計画との整合を図った計画であるとともに、平成30（2018）年度に実施した「川越市男女共同参画に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果や、川越市男女共同参画審議会及び市民の意見を尊重して策定するものです。
- ◎ 本計画の主要課題5、主要課題6及び主要課題7を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- ◎ 本計画の主要課題11及び主要課題12を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV¹防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画と位置付け、「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画（DV防止計画）」とします。



¹ DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者（事実婚や元配偶者も含む）等親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のこと。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等もDVに含まれる。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。

4 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「川越市男女共同参画推進条例」第 3 条の規定により、次に掲げる 6 つとします。

① 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けることがないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行います。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮します。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行います。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるように配慮されることを旨として行います。

⑤ 性と生殖に関する健康への配慮

男女共同参画の推進は、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として行います。

⑥ 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会での取組を十分理解して行います。

5 計画の将来像

本計画の推進によって目指すべき将来像は、「川越市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる6つの基本理念を踏まえ、

一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現

とします。

6 計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえ、次の4つを基本目標として取り組んでいきます。

基本目標

- I 男女共同参画を推進するための意識づくり
- II 誰もが活躍できる環境づくり
- III 健康で安心して暮らせる環境の整備
- IV 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

7 計画の重点課題

第5次川越市男女共同参画基本計画における施策の成果や社会情勢の変化を踏まえつつ、男女共同参画社会の実現に向け、次の施策に重点的に取り組みます。

重点課題

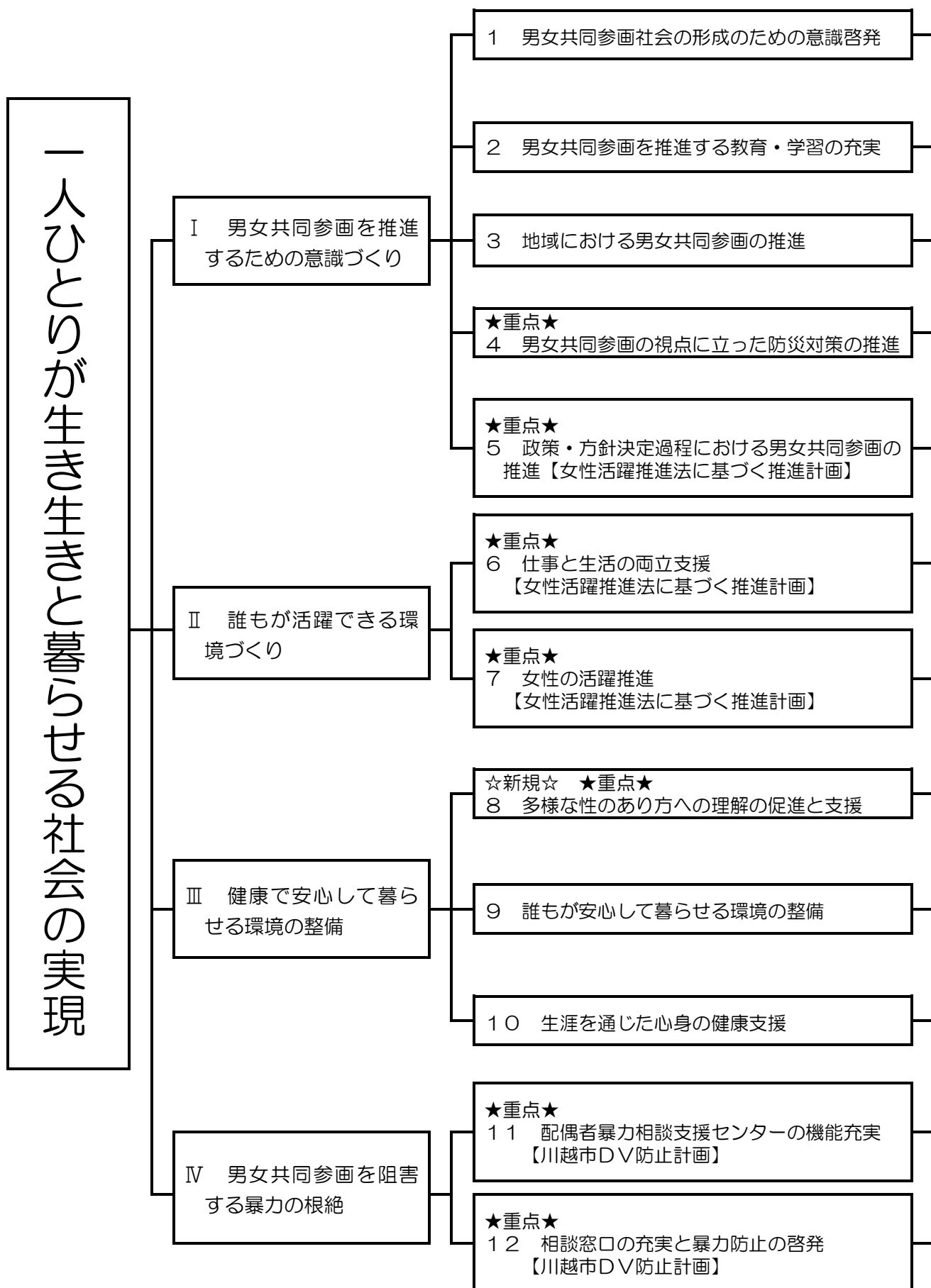
- 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 仕事と生活の両立支援
- 女性の活躍推進
- 多様な性のあり方への理解と促進と支援
- 配偶者暴力相談支援センターの機能充実
- 相談窓口の充実と暴力防止の啓発

8 計画の体系図

【将来像】

【基本目標】

【主要課題】



【取組の方向】

- (1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進
- (2) 市職員の男女共同参画意識の向上
- (3) 男女共同参画推進施設の充実

- (1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実
- (2) 男女共同参画に関する教職員向け研修の充実

- (1) 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域防災活動への女性の参画
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

- (1) 審議会等への女性の登用推進
- (2) 市女性職員の登用推進

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 子育て・介護の支援体制の充実

- (1) 女性の就労支援
- (2) 働きやすい職場環境の整備

- (1) 多様な性のあり方への理解の促進と支援

- (1) 高齢者・障害者の社会参加の促進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 外国籍市民への支援

- (1) 妊娠・出産等における相談支援の充実
- (2) 生涯を通じた健康支援の充実
- (3) 性感染症予防や薬物乱用防止の啓発

- (1) 配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実
- (2) DV被害者の安全確保
- (3) DV被害者の情報管理

- (1) 相談窓口の充実
- (2) 暴力防止の啓発

Ⅱ 川越市の現状と課題

1 計画の評価指標

基本 目標	主要 課題	指 標	計画策定時	現状	目標値 (目標年度)	担当課
Ⅰ	1	固定的性別役割分担意識を否定する人の割合（意識調査より）	58.2% (平成30年度)	69.3% (令和5年度)	増加 (令和5年度)	男女共同参画課
	2	男女共同参画に関する教職員向け研修の回数	年1回 (令和元年度)	年1回 (令和5年度)	年1回 (令和7年度)	教育指導課 教育センター
	3	自治会長のうち、女性が占める割合	4.1% (令和元年度)	5.5% (令和5年度)	増加 (令和7年度)	地域づくり推進課
	4 重点	女性の視点を取り入れた備蓄品の配置状況	63 か所中 59 か所 (令和元年度)	63 か所中 61 か所 (令和5年度)	全避難所 (令和7年度)	防災危機管理室
	5 重点	各種審議会等における女性の登用率 (法律又は条例設置の附属機関)	28.6% (令和2年度)	30.1% (令和6年度)	40.0% (令和7年度)	男女共同参画課
		市の女性管理職（課長級以上）の割合 (※1)	12.0% (令和2年度)	13.4% (令和6年度)	15.0% (令和7年度)	職員課
Ⅱ	6 重点	市男性職員の育児休業の取得率 (※2)	20.0% (令和元年度)	62.9% (令和5年度)	20.0%以上 (令和6年度)	職員課
		保育園の待機児童数 (※3)	2人 (令和2年度)	10人 (令和6年度)	0人 (令和7年度)	保育課
	7 重点	男女共同参画推進施設における就労支援講座の時間数	191.5時間 (令和元年度)	192.5時間 (令和5年度)	190時間以上 (令和7年度)	男女共同参画課
Ⅲ	8 重点	性的マイノリティ（LGBT等）の言葉の認知度（意識調査より）	60.0% (平成30年度)	51.3% (令和5年度)	増加 (令和5年度)	男女共同参画課
	9	母子家庭等就業・自立支援センター事業の延べ利用者数（※3）	166人 (令和元年度)	589人 (令和5年度)	300人 (令和6年度)	こども家庭課
	10	乳がん・子宮がん検診の受診者数	乳がん 6,031人 子宮がん 5,159人 (平成30年度)	乳がん 5,821人 子宮がん 5,098人 (令和5年度)	乳がん 増加 子宮がん 増加 (令和7年度)	健康管理課
Ⅳ	11 重点	関係機関等との連携会議の開催回数	年4回 (令和元年度)	年4回 (令和5年度)	年4回 (令和7年度)	男女共同参画課
	12 重点	DVの相談先の認知度（意識調査より）	64.3% (平成30年度)	60.2% (令和5年度)	80.0% (令和5年度)	男女共同参画課

※1 「川越市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の目標値

※2 次世代育成支援対策推進法に基づく「第二次川越市特定事業主行動計画（後期計画）」の目標値

※3 「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」の目標値

2 川越市の現状と課題

川越市では、平成3年に「川越市女性計画」を策定し、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、女性の職員拡大等の施策の浸透を図るなど、女性政策の推進に努めてきました。平成13年4月、「第二次川越市女性計画」をスタートさせるとともに、同年12月には「川越市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の実現に向け、市、市民及び事業者が一体となって取り組むことを明記しました。その後、平成18年に「第三次川越市男女共同参画基本計画」を、平成23年に「第四次川越市男女共同参画基本計画」を、平成28年に「第五次川越市男女共同参画基本計画」を、令和3年に「第六次川越市男女共同参画基本計画」策定し、男女共同参画の推進に関する様々な施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

現基本計画では、4つの基本目標のもと、12の主要課題を掲載し、そのうち7つを重点的に取り組む課題としました。令和5年度の推進状況では、35所属で112事業に取り組み、81%が「順調」との結果となっています。

主要課題ごとに設定した14の評価指標においては、現時点で、主要課題1（男女共同参画社会の形成のための意識啓発）の評価指標「固定的性別役割分担意識を否定する人の割合」がすでに目標を達成しています。さらに、主要課題6（仕事と生活の両立支援）の評価指標「市男性職員の育児休業の取得率」は、目標を大幅に上回っています。

一方、主要課題8（多様な性のあり方への理解の促進と支援）の評価指標「性的マイノリティ（LGBT等）の言葉の認知度」及び主要課題12（相談窓口の充実と暴力防止の啓発）の評価指標「DVの相談先の認知度」は、令和5年度の意識調査の結果、目標未達成となりました。

また、依然として、主要課題5（政策・方針決定過程における男女共同参画の推進）の女性の登用に係る一部事業は、遅れがみられており、他の指標についても、目標の達成に向け、引き続き、計画的に施策を推進していく必要があります。

Ⅲ 施策別の現状と課題

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進するための意識づくり

主要課題１ 男女共同参画社会の形成のための意識啓発

【評価指標】

固定的性別役割分担意識を否定する人の割合（意識調査より）

計画策定時	目標値	現状値
58.2% (平成 30 年度)	増加 (令和 5 年度)	69.3% (令和 5 年度)

平成 30 年度の意識調査との比較をみると、全体では、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた『否定する人』（69.3%）は、平成 30 年（58.2%）より 11.1 ポイント増加しています。性別でみると、女性では『否定する人』（73.2%）が、平成 30 年（59.5%）から 13.7 ポイント増加しています。また、男性では『否定する人』（64.4%）が、平成 30 年（56.8%）から 7.6 ポイント増加しています。

第五次川越市男女共同参画基本計画では『否定する人』が 54.1%（平成 25 年度）から 58.2%（平成 30 年度）へ 4.1 ポイントの増加だったことに比べると、増加幅は格段に大きいものとなっています。これは、意識改革のために広報・意識啓発活動に努めてきた効果が出ているとも考えられます。

しかし、性別による役割分担意識は、慣習や社会制度に根強く残っています。人それぞれ多様な考え方があり、どれもが尊重されるべきであって、一つの考えや意見を他者に押し付けたり、こうあるべきと決めつけたりするようなことがないように、引き続き意識啓発を進めていく必要があります。

意識調査のグラフ（図 1－1）【性的役割分担（前回調査との比較）】



※グラフの「賛成」、「どちらかといえば賛成」、「反対」、「どちらかといえば反対」は、平成 30 年調査結果の「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「そうは思わない」、「どちらかといえばそうは思わない」にそれぞれ対応している。

取組の方向（１）各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進

令和３年度は、コロナ禍により中止する講座やイベント等が見受けられましたが、令和４年度以降は概ね事業が再開されています。

講座やイベントの参加者を増やすことは、意識啓発の効果を高めることに直結するため、身近なテーマを取り上げる、他の事業と組み合わせる、オンラインで実施するなど、より効果的な方策を検討する必要があります。

取組の方向（２）市職員の男女共同参画意識の向上

毎年、職員研修を実施し、ドメスティック・バイオレンス（DV）（Ｒ３）、メディアリテラシー（Ｒ４）、多様な性のあり方への理解（Ｒ５）をテーマに取り上げてきました。今後は、基本に立ち返り、「男女共同参画とは何か」という根本的なテーマも必要となります。

これまで、本計画に事業の位置づけがある所属から選出した「男女共同参画推進員」を研修の対象としてきましたが、令和５年度は、男女共同参画推進員を配置していない所属からも希望者が参加しました。また、令和６年度からは、あらゆる所属において男女共同参画の視点を持つ必要があることから、男女共同参画推進員を配置する所属を拡大しました。今後も、職員の職階ごとに必要と考えられるテーマをもとに研修を実施するなど、工夫しながら職員の意識向上に取り組んでいく必要があります。

取組の方向（３）男女共同参画推進施設の充実

男女共同参画推進施設では、男女共同参画講座や就労支援講座の実施、市民の学習やグループ活動支援等を目的とした施設の貸し出し、交流スペースでの男女共同参画関連図書の貸し出し等を行っています。

講座全体の受講者数は、年々増加していますが、講座内容により、受講者数に差が見られます。男性や若い世代の参加が少ないため、幅広い層が参加できるように、実施の曜日や時間、内容等の工夫や講座情報の積極的な周知が必要です。

また、交流スペースでは、学生が放課後に学習等に利用していることもあり、若年層を対象とした男女共同参画関連図書を配架するなどの取組も意識啓発の有効な方策の一つと考えられます。

主要課題２ 男女共同参画社会を推進する教育・学習の充実

【 評価指標 】

男女共同参画に関する教職員向け研修の回数

計画策定時	目標値	現状値
年 1 回 (令和元年度)	年 1 回 (令和 7 年度)	年 1 回 (令和 5 年度)

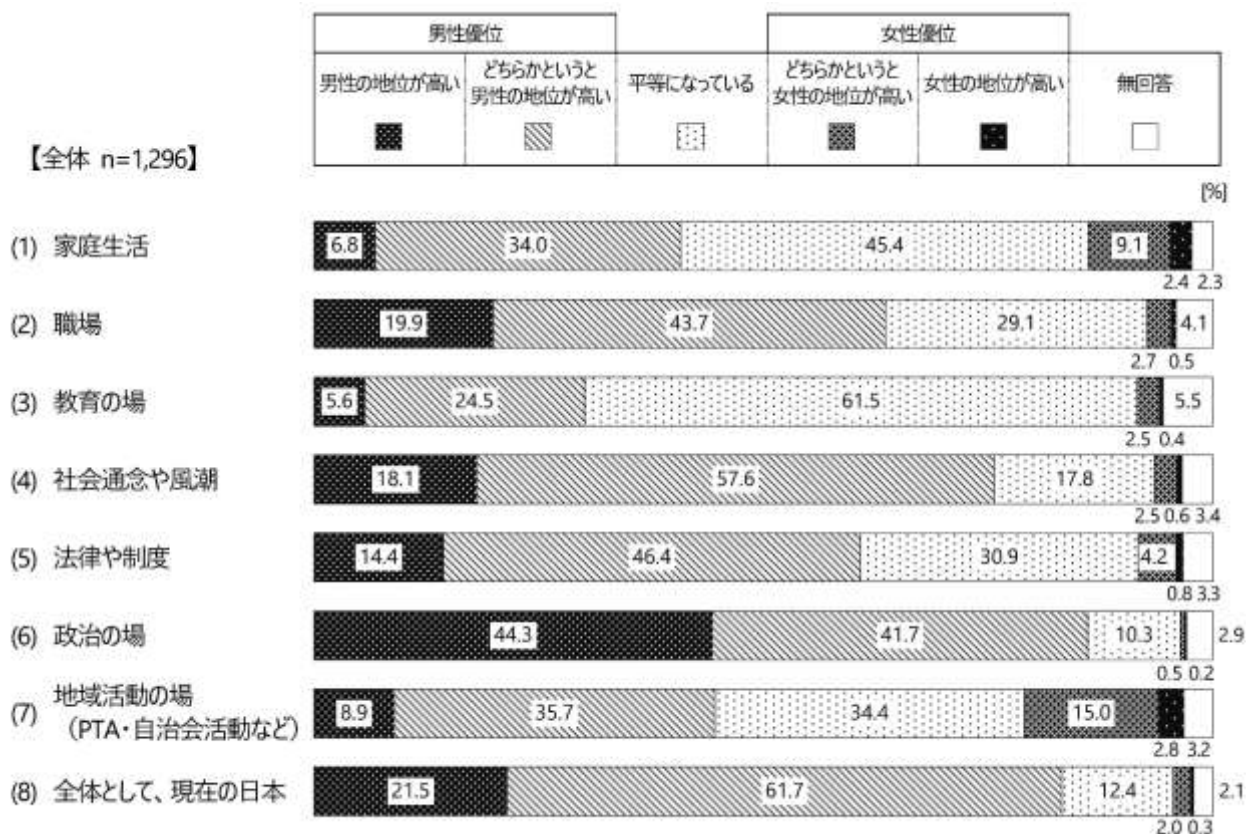
毎年、教職員向けに研修を実施できています。(男女平等教育研修会)

意識調査では、家庭生活、職場等の8分野における男女平等感を調査したところ、「男性の地位が高い」と「どちらかというと男性の地位が高い」を合わせた『男性優位』についてみると、【(6)政治の場】(86.0%)、【(8)全体として、現在の日本】(83.2%)において高くなっています。

一方、「平等になっている」と回答したのは、【(3)教育の場】が最も高く、61.5%となっています。世界経済フォーラムが独自に算出した各国における男女格差を図るジェンダーギャップ指数でも、日本は教育分野でトップレベルとなっています。

引き続き、こども達が男女共同参画意識を育めるよう、人権の尊重や男女平等教育を充実させていく必要があります。

意識調査のグラフ（図１－２）【分野別男女平等感】



取組の方向（１）男女共同参画意識を育む学校教育等の充実

地域で活躍している方を講師とする事業や事業所での体験学習、PTA の家庭教育学級の支援など、地域との連携が必須の事業が多くあります。そのため、コロナ禍においては、多くの事業が中止となり、令和５年度にようやく再開できたものの、依然として遅れが見られる事業もありました。

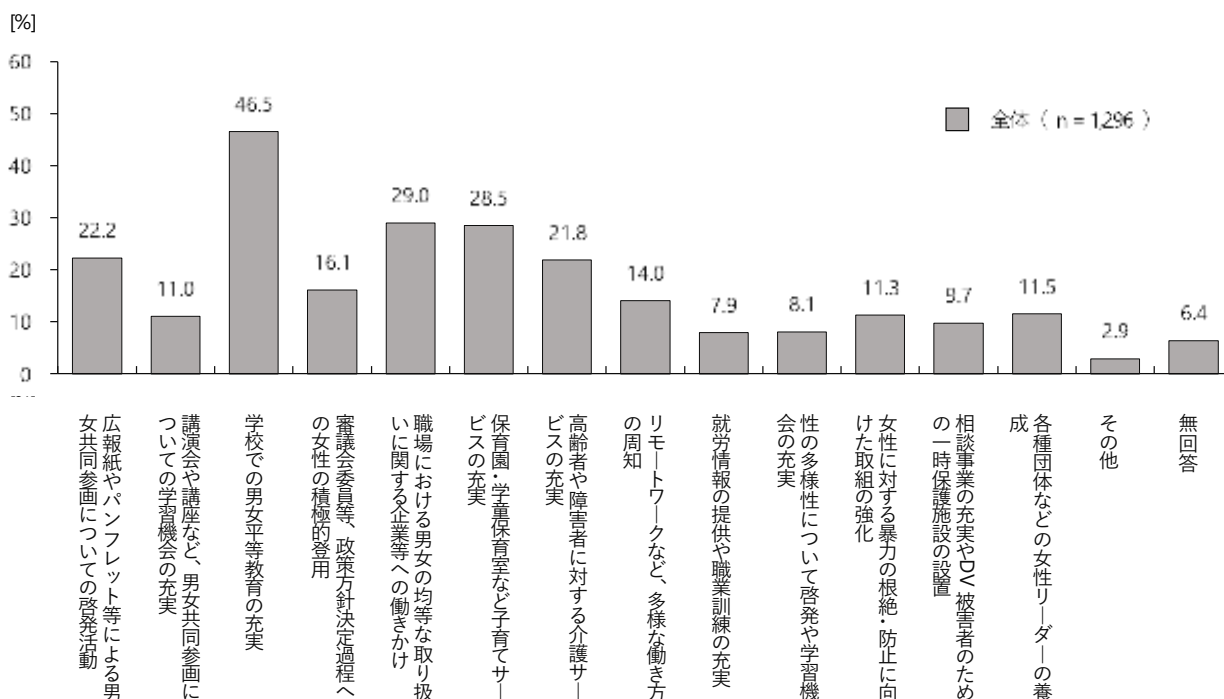
男女共同参画意識を育むとともに、性別にとらわれずに主体的に進路を選択できる能力を身につけられるよう、引き続き、地域との連携を図りながら、教育内容を充実させていく必要があります。

取組の方向（２）男女共同参画に関する教職員向け研修の充実

男女共同参画意識を向上させるため、教職員や市立学童保育室で勤務する放課後児童支援員対象の各種研修等を実施しています。

意識調査では、男女共同参画推進のために市が力を入れるべきことについて、「学校での男女平等教育の充実」が 46.5%と最も高くなりました。こども達が固定的性別役割分担意識にとらわれず男女共同参画意識を育むことができるよう、こどもの教育に携わる教職員自身が男女共同参画意識を持つことが重要であることから、今後も教職員向けの研修の充実に向けて継続して取り組んでいく必要があります。

意識調査のグラフ抜粋（図１－３）【男女共同参画推進のために市が力を入れるべきこと】



主要課題３ 地域における男女共同参画の推進

【 評価指標 】

自治会長のうち、女性が占める割合

計画策定時	目標値	現状値
4.1% (令和元年度)	増加 (令和7年度)	5.5% (令和5年度)

自治会長のうち、女性が占める割合は増加していますが、まだまだ少ない状況です。

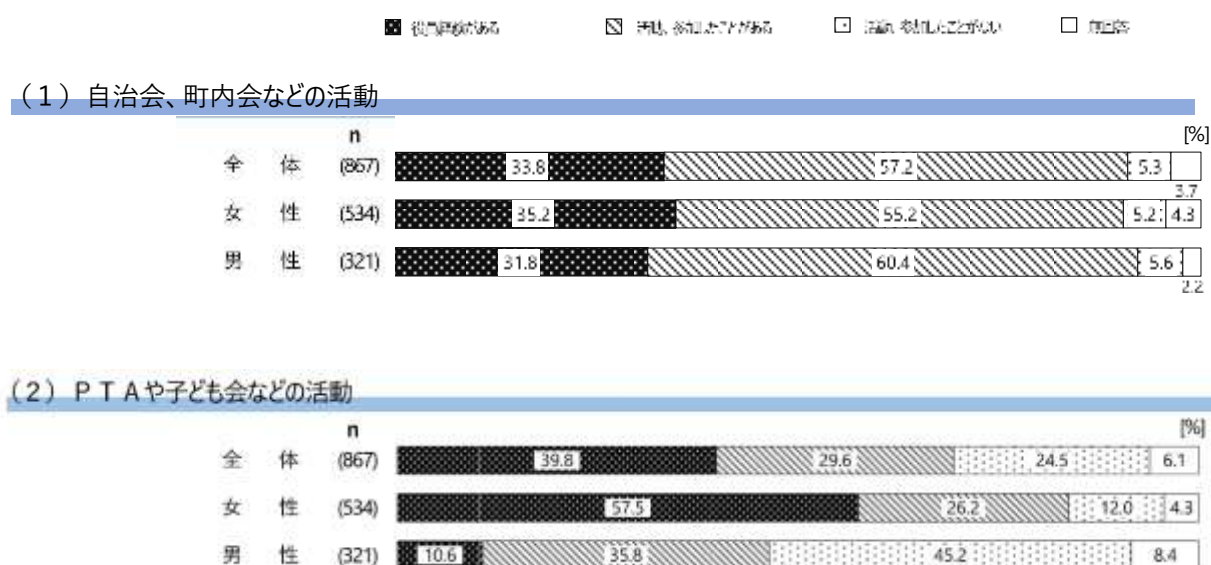
意識調査では、参加したことがある活動について、【自治会、町内会などの活動】において、「役員経験がある」は女性（35.2%）が男性（31.8%）を3.4ポイント上回り、【(2) P T Aや子ども会などの活動】においては、「役員経験がある」は女性（57.5%）が男性（10.6%）を46.9ポイントと大幅に上回っています。

一方、地域活動の場（P T A・自治会活動など）における男女平等感について、「平等になっている」は、女性（28.9%）が男性（41.6%）を12.7ポイント下回っています。

女性の大半が地域活動に参加しているものの、「代表に男性が立ち、女性が支える」、「子育てに関する活動は女性が主に担う」といった固定的性別役割分担意識が地域に根強く残っていることで、多くの女性が不平等だと感じる結果になったと思われます。

自治会だけでなく地域活動の担い手が性別に偏らないこと、方針決定に女性が積極的に参画していること等、地域活動における男女共同参画を推進するための取組を継続する必要があります。

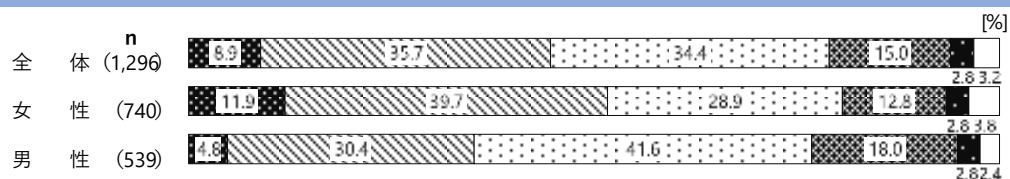
意識調査のグラフ抜粋（図1－4）【参加経験のある活動（性別）】



意識調査のグラフ抜粋（図１－５）【分野別男女平等感（性別）】

■ 男性の地位が高い ■ どちらかというと男性の地位が高い ■ 平等になっている ■ どちらかというと女性の地位が高い ■ 女性の地位が高い □ 無回答

（７）地域活動の場（ＰＴＡ・自治会活動など）



取組の方向（１）地域における男女共同参画の推進

自治会長や地域会議の構成員には、一定割合で女性が選出されています。

川越市自治会連合会では、地域を代表する様々な立場の女性が集まり、市の執行部を交えて、意見交換や情報交換を行う場を設けるなど、地域における女性の活躍を推進する取組を進めています。このような地域の活動を積極的に支援していくことが求められています。

また、各自治会長に男女共同参画情報紙「イーブン」を送付する等の意識啓発も引き続き取り組んでいく必要があります。

主要課題４ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

【 評価指標 】

女性の視点を取り入れた備蓄品の配置状況

計画策定時	目標値	現状値
63 ヶ所中 59 ヶ所 (令和元年度)	全避難所 (令和 7 年度)	63 ヶ所中 61 ヶ所 (令和 5 年度)

生理用品やおむつ等、女性の視点を取り入れた防災備蓄品の整備が進んでいます。

また、避難所でのプライバシーを確保するためのパーテーションについては、全 63 避難所に配備済みであり、生理用品及び紙おむつが未配備の 2 ヶ所についても令和 6 年度中に配備予定となっています。

意識調査では、防災分野における男女共同参画の推進のために必要なことについて、全体でみると、「防災や災害対策の対応マニュアルは男女両方の視点を取り入れて作成すること」(24.7%) が最も高く、次いで「防災や災害対策などの計画・方針を決定する場に、男女がともに参画すること」(20.9%)、「男女ともに防災活動や防災訓練に積極的に参加すること」(12.5%) の順となっています。

非常事態である災害発生における緊急対応には、平時の、性別による固定的な役割分担意識が顕在化します。そのため、防災体制の検討や避難所運営など災害の現場における意思決定への女性の参画をさらに推し進め、男女共同参画の視点に立った防災体制を確立することが急務となっています。

意識調査のグラフ抜粋（図 1－6）

【防災分野における男女共同参画推進のために必要なこと】



取組の方向（１）地域防災活動への女性の参画

大規模な防災訓練は、コロナ禍により実施できない時期が続いていましたが、令和５年度に再開することができました。また、防災講話等を通して、さまざまな世代に向けて女性の視点を取り入れた防災対策の重要性を伝えることができています。

取組の方向（２）男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

意識調査の結果からも、男女両方の視点を取り入れた災害対応マニュアルを整備することへのニーズは高くなっています。マニュアルは適宜改訂され、「避難所運営委員会への女性の参加」や「妊産婦等の要配慮者用スペースの確保」等の女性の視点をはじめ、多様な視点が反映されています。

主要課題5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進《重点》

【評価指標①】

各種審議会等における女性の登用率（法律又は条例設置の附属機関）

計画策定時	目標値	現状値
28.6% (令和2年度)	40.0% (令和7年度)	30.1% (令和6年度)

【評価指標②】

市の女性管理職（課長級以上）の割合

計画策定時	目標値	現状値
12.0% (令和2年度)	15.0% (令和7年度)	13.4% (令和6年度)

評価指標①については、令和6年度にようやく30%以上となりましたが、目標値からは、約10ポイントの乖離が生じています。女性の登用が進まない主な理由として、関係団体からの推薦によるもの、委員の職指定（いわゆる「充て職」）があり、指定される職（管理職等）に女性が少ないことなどが挙げられます。関係団体に推薦を依頼する際には、役職に限らず女性の積極的な登用をお願いするように働きかけていますが、結果に結びついていません。

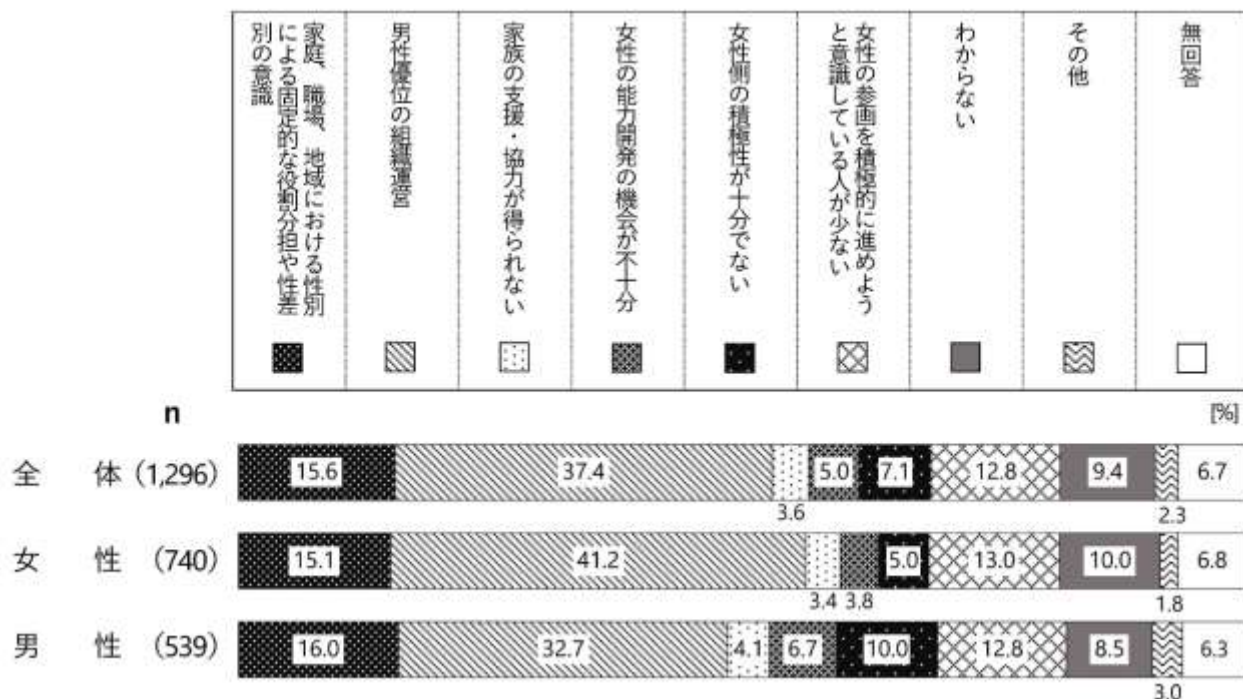
評価指標②については、数値は上昇傾向にあり、女性管理職（課長級以上）の登用が進んでいることがうかがえます。

意識調査では、政治や行政において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由について、全体で見ると、「男性優位の組織運営」（37.4%）が最も高く、次いで「家庭、職場、地域における性別による固定的な役割分担や性差別の意識」（15.6%）、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」（12.8%）の順となっています。

また、世界経済フォーラムが算出した2024年のジェンダーギャップ指数においても、日本は、146か国中118位と主要7か国で最下位となっており、特に政治分野と経済分野における男女間格差が指摘されています。

このような状況において、市は、政策・方針決定過程への女性の参画を進める取組を率先して進める必要があります。

意識調査のグラフ（図１－７）【女性の政治・行政への参画が少ない理由（性別）】



取組の方向（１）審議会等への女性の登用推進

国及び埼玉県における審議会（法律又は条例設置の附属機関）の女性登用率は 40%を超えていますが、本市では 40%の目標値に対してようやく 30%に達したところであり、女性がいない審議会もいくつか存在します。委員に指定される職や推薦を依頼する関係団体等にそもそも女性が少ないことが主な理由であることを鑑み、意識啓発及び人材育成に継続して取り組んでいく必要があります。これは、男性の委員が少ない場合も同様のことがいえます。

構成員が性別に偏ることなく、施策の方針の立案や決定に参画する機会を確保しなければなりません。審議会の中でも、女性又は男性が一人もいないなど、著しく偏りのあるものを抽出し、重点的に性別に偏りのない登用を推進するなどの取組を検討していく必要があります。また、審議会にとどまらず、懇談会や庁内プロジェクトなどにおいても、同様の取組を進めていく必要があります。

取組の方向（２）市女性職員の登用推進

女性活躍の推進にあたっては、女性の活躍の「見える化」が重要です。女性の管理職の数が増えるとともに、ロールモデルとして見える形で活躍することによって、女性職員の管理職に対する心理的ハードルを下げて、モチベーションや自己肯定感の向上にもつながり、ひいては、組織全体の活性化が図れます。

本市では、女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に基づいて、各種取組を実施しています。女性リーダーの意欲向上を目的としたミーティングなどの講座実施のほか、職員採用募集案内に育児休業等を取得している職員の体験談を掲載する等、講座によらない周知・啓発方法にも取り組んでいます。

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくり

主要課題6 仕事と生活の両立支援《重点》

【評価指標①】

市男性職員の育児休業の取得率

計画策定時	目標値	現状値
20.0% (令和元年度)	20.0%以上 (令和6年度)	62.9% (令和5年度)

【評価指標②】

保育園の待機児童数

計画策定時	目標値	現状値
2人 (令和2年度)	0人 (令和7年度)	10人 (令和6年度)

評価指標①については、目標値を大幅に上回っています。育児休業だけでなく、男性の出産補助休暇や育児参加休暇の取得率も高い水準にあります。

評価指標②については、保育園の待機児童が、令和6年度は10人と計画策定時と比べると増加傾向にあります。これは、働く女性が増加していることなどにより、申請者数が増加していることが主な原因と考えられます。

取組の方向(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

主要課題2(P13)でみたように、分野別の男女平等感は、「平等になっている」と感じている人は、教育の場で61.5%であるのに対して、職場では、29.1%と激減します。男女共同参画が当たり前の環境で育ったこども達が社会に出たとたんに不平等と感じてしまうギャップを減らしていく取組が必要です。

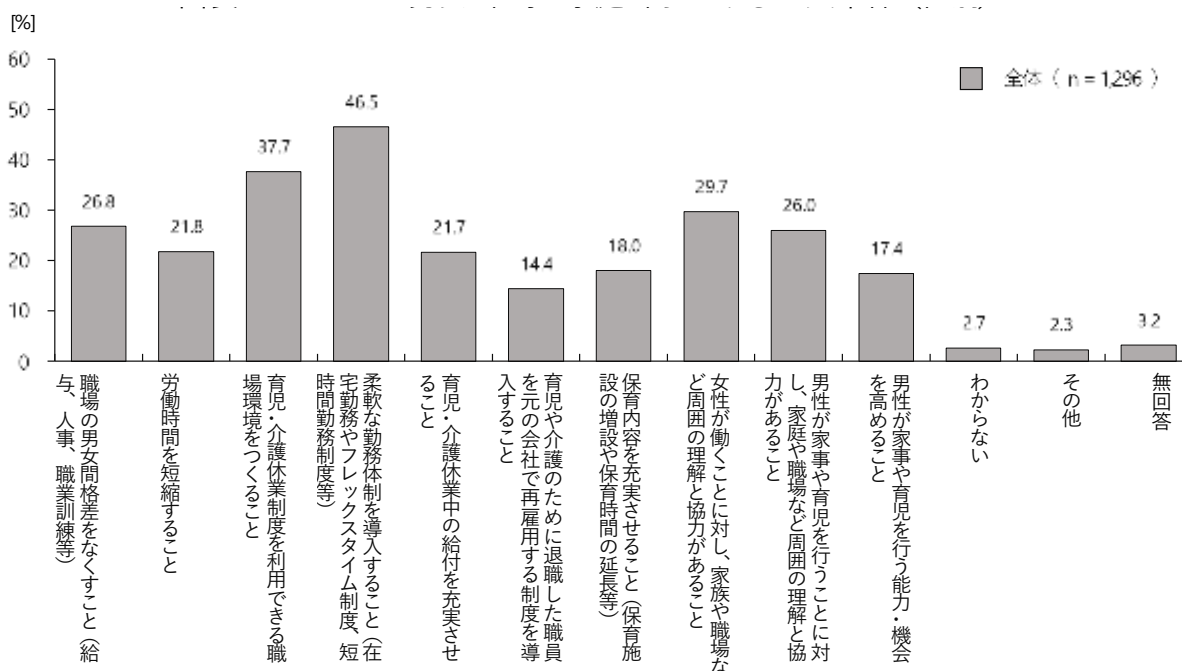
意識調査では、男女が共に仕事と家庭の両立をしていくために必要だと思う条件として、「柔軟な勤務体制を導入すること(在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度等)」(46.5%)が最も高く、次いで、「育児・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」(37.7%)、「女性が働くことに対し、家族や職場など周囲の理解と協力があること」(29.7%)の順となっています。

市では、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、セミナーだけでなく多様な働き方や育児介護休業制度の普及啓発、男性の家事・育児等への参画促進のための講座、若者向けのライフデザイン事業等に取り組んでいます。集客を要する事業も多くありましたが、コロナ禍においてもオンライン等の実施方法を検討することで対応しました。

勤労者に対する啓発が必要な事業が多いため、利便性を考慮し、一定期間で動画を配信するオンデマンド配信等、見たいときにいつでも見られる工夫が必要です。

また、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性について、事業者に向けた意識啓発を行うとともに、優良事例の公表などにより、積極的に取り組んでいる事業者の支援を行うことも必要です。

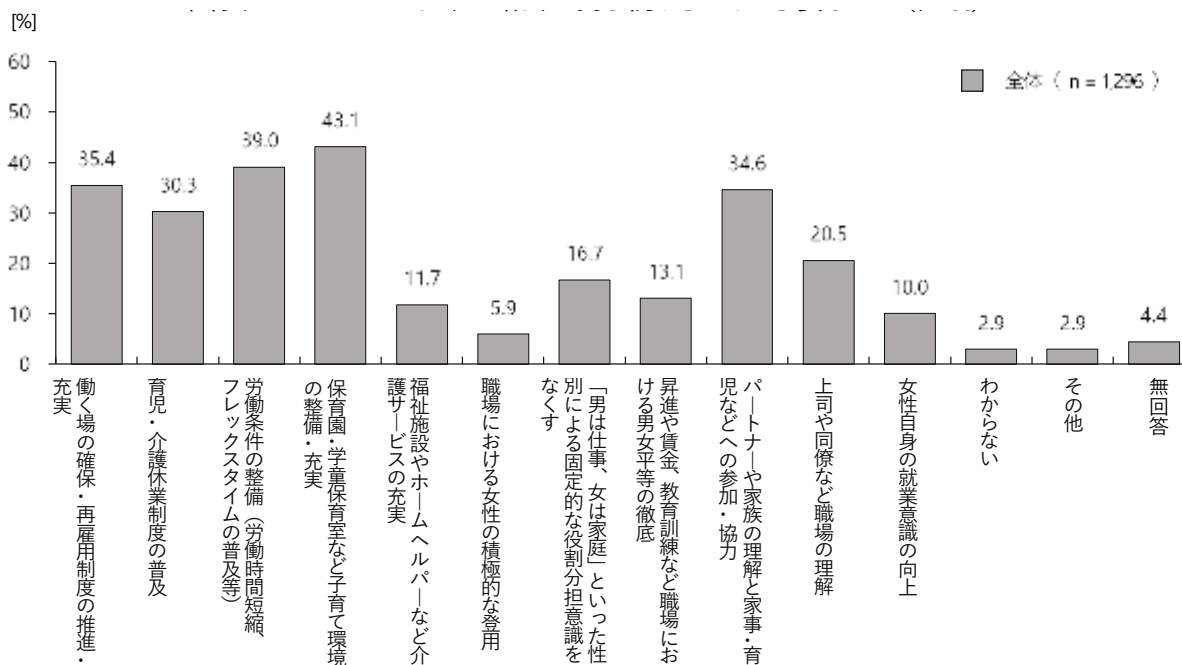
意識調査のグラフ抜粋（図2-1）【男女が仕事と家庭の両立をするための条件】



取組の方向（2）子育て・介護の支援体制の充実

意識調査では、女性が職業を持ち続けるために必要なこととして、「保育園・学童保育室など子育て環境の整備・充実」（43.1%）が最も高く、次いで、「労働条件の整備（労働時間短縮、フレックスタイムの普及等）」（39.0%）となっています。子育て・介護支援に関する行政サービスへの期待は高く、仕事か育児・介護の二者択一とならないようにするための取組が求められています。

意識調査のグラフ抜粋（図2-2）【女性が職業を持ち続けるために必要なこと】



主要課題 7 女性の活躍推進

【 評価指標 】

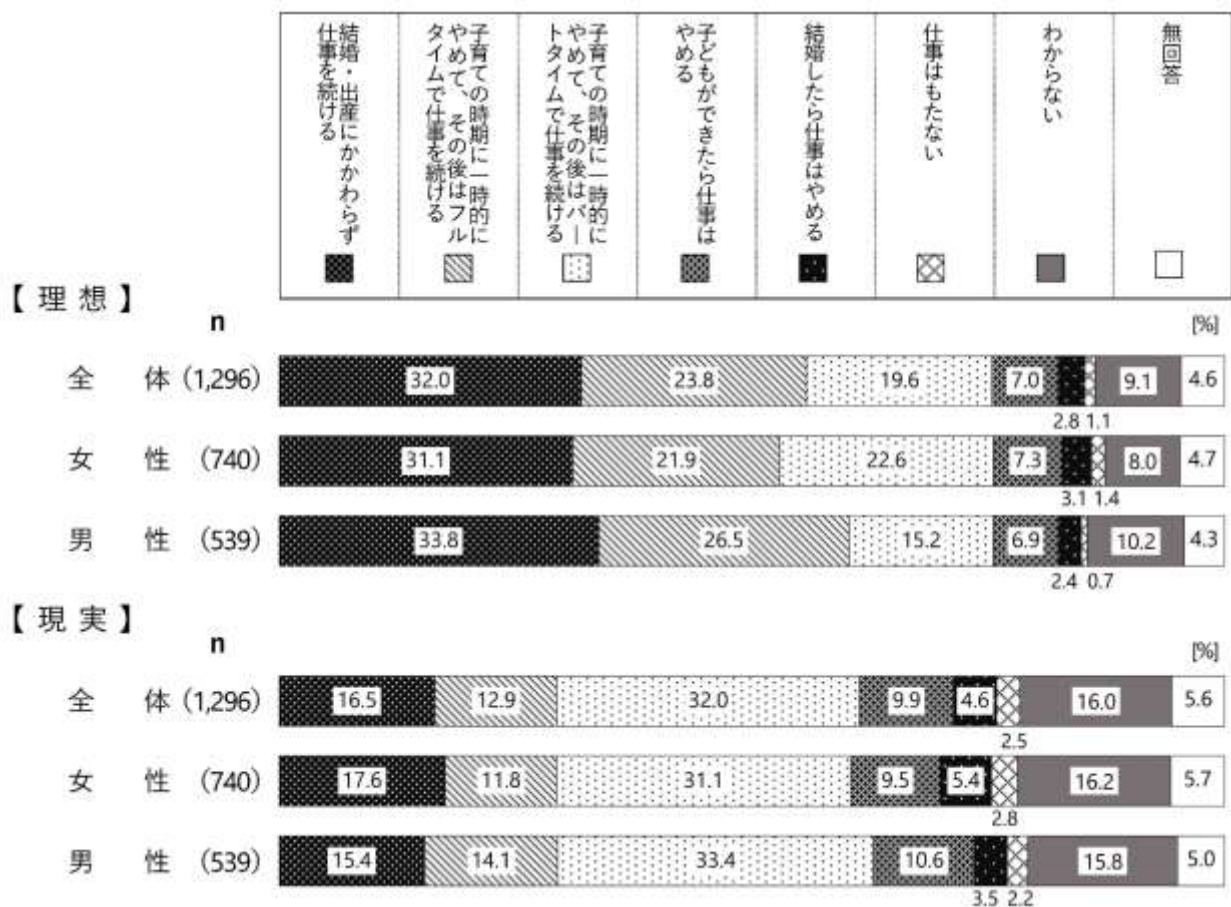
男女共同参画推進施設における就労支援講座の時間数

計画策定時	目標値	現状値
191.5 時間 (令和元年度)	190 時間以上 (令和 7 年度)	192.5 時間 (令和 5 年度)

指定管理者と協議しながら、毎年、日商簿記や宅建士等の資格取得講座、ビジネス英語等のスキルアップに役立つ講座を実施しています。

意識調査では、女性の働き方の理想と現実を調査したところ、性別にみると、【理想】として「結婚・出産にかかわらず仕事を続ける」と回答した女性は 31.1%でしたが、【現実】では 17.6%にとどまっています。一方で、女性の働き方の【現実】は、「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も高く 31.1%でした。

意識調査のグラフ（図 2-3）【女性の働き方の理想と現実（性別）】



取組の方向（１）女性の就労支援

意識調査の結果のとおり、「結婚・出産にかかわらず仕事を続ける」という女性の【理想】と【現実】には乖離があることから、子育ての時期には一時的に仕事を辞める人が依然として多いといえます。

出産・育児等により離職した女性の再就職、資格取得やスキルアップのための講座や情報提供の必要性は高く、今後も継続して取り組んでいくことが重要です。これからの社会に求められる能力、技能、資格等を身につけることができるように講座の内容をブラッシュアップしていくことも必要です。また、受講者のアンケートによると、受講者間の交流の場が欲しいといった声も多く、同じ目標を持つ人達が交流し、情報交換できるような取組も求められています。

取組の方向（２）働きやすい職場環境の整備

ハラスメントは、個人の能力の発揮に悪影響を及ぼし、良好な職場環境を阻害する要因となります。働きたい人が性別で差別されることなく、個性や能力を発揮できるように職場環境を整備する必要があります。

そのため、市内事業所に対してだけでなく、市役所内でも、ハラスメントを防止するための研修の実施や啓発資料の配布等による意識啓発などの取組を、今後も継続していきます。

基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らせる環境の整備

主要課題 8 多様な性のあり方への理解の促進と支援《新規》《重点》

【評価指標】

性的マイノリティ（LGBT等）の言葉の認知度（意識調査より）

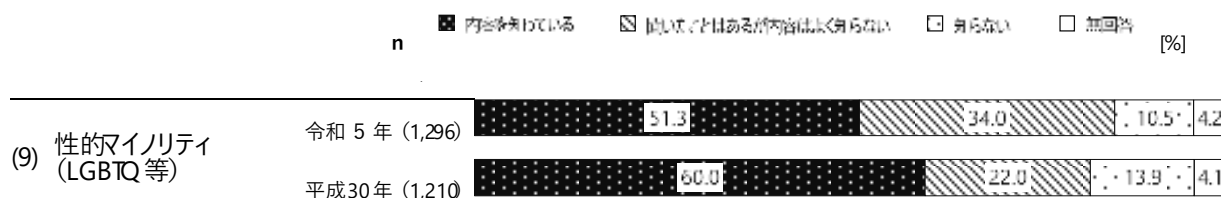
計画策定時	目標値	現状値
60.0% (平成30年度)	増加 (令和5年度)	51.3% (令和5年度)

性的マイノリティの言葉の認知度（「内容を知っている」と回答した人の割合）は、平成30年度の意識調査時よりも減少していますが、「聞いた事はあるが、内容はよく知らない」を含めると、3.3ポイント増加しています。

この5年間で性的マイノリティを取り巻く情勢は大きく変わり、イベントや裁判の判例等で社会的な注目を集めるようになりました。性の多様性に対する正しい知識を普及していくことは喫緊の課題であるといえます。

意識調査のグラフ抜粋（図3-1）

【男女共同参画に関する言葉の認知状況（前回調査との比較）】



取組の方向（1）多様な性のあり方への理解の促進と支援

性的少数者は、性自認や性的指向を理由とした偏見や差別により、生活上の困難や生きづらさを抱えている場合が少なくありません。こうした性的少数者への偏見や差別をなくすための啓発を行うとともに、性的少数者が抱える困難や生きづらさの解消に向けた取組を進める必要があります。

意識調査では、性的マイノリティの人達が暮らしやすい社会にするために、必要な取組として、「同性婚を認めるなどの社会制度の見直し（法改正など）」（50.9%）が最も高くなっています。

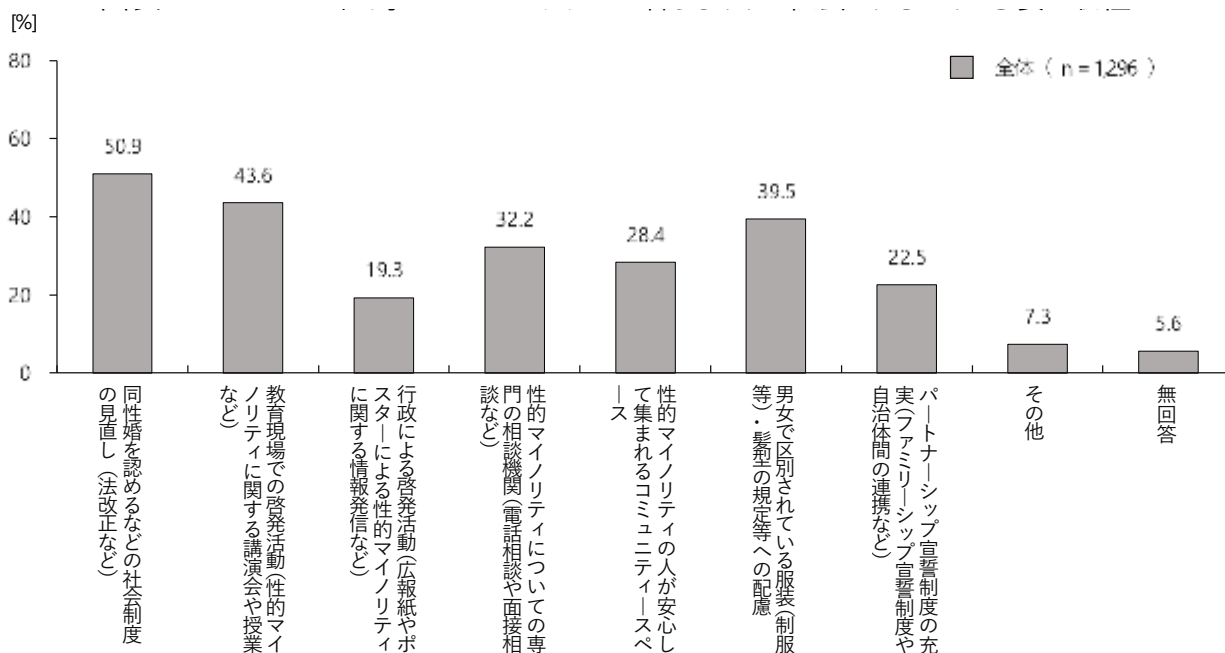
本市では、パートナーシップ宣誓制度の対象者について、令和4年4月から、同性カップルから双方又はいずれか一方が性的少数者のカップルへ拡大し、令和6年4月からは、さらに同一生計の子、親にまで対象を拡大して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度としました。また同年4月12日には、性の多様性に対する社会的な理解が進む契機となることを期待して、本市主導で、川口市を除く埼玉県内全域の自治体間連携協定を

締結しました。

今後、県外の自治体との連携を拡大していくなど、さらにこの制度を発展させていくように取り組むことで、社会制度の見直しの機運が高まることが期待されます。

意識調査のグラフ（図3-2）

【性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会にするために必要な取組】



- ◆ L G B T Qとは、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）、Questioning（クエスチョニング）の頭文字をとった言葉で、性的少数者を表す総称のひとつとしても使われることがあります。

レズビアン：性自認が女性で、女性を好きになる人

ゲイ：性自認が男性で、男性を好きになる人

トランスジェンダー：生物学的性に違和感を持ち、それとは異なる性を生きる人

クエスチョニング：性的指向や性自認がわからない人、決めたくない人

- ◆ ALLY（アライ）とは、応援者、味方の意味で、性的少数者を理解している人、または支援したいと思う人のことをいいます。



川越市マスコットキャラクターときも（ALLYバージョン）

主要課題 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

【 評価指標 】

母子家庭等就業・自立支援センター事業の延べ利用者数

計画策定時	目標値	現状値
166 人 (令和元年度)	300 人 (令和 6 年度)	589 人 (令和 5 年度)

母子家庭等就業・自立支援センター事業として、しごと支援センター及び自立相談支援センターと連携して行っている就業支援専門員による就労相談等を利用した人数は年々増加し、令和 4 年度には、すでに目標値の 300 人を超えて 387 人となっています。

少子高齢化の進行や経済の不透明さ、地域社会における人間関係の希薄化等により、高齢者や障害者、ひとり親家庭、外国籍市民等は、生活上のさまざまな困難に直面しています。全ての人が安心して自分らしく生き生きと暮らしていける社会の実現が求められます。

令和 6 年 4 月 1 日には、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々がいることから、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。この法律は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱える恐れのある女性を施策の対象とし、それらの女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じてきめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的としています。

取組の方向（１）高齢者・障害者の社会参加の促進

令和 3 年度は、コロナ禍により事業の参加者が少なくなりましたが、令和 4 年度以降は順調に参加者が増加しています。

高齢者や障害者は、その心身の状態から、日常生活や社会参加を行ううえで制約を受けやすくなっていることで、社会的に孤立するリスクも抱えています。自ら意欲を持って、社会参画できるように、学ぶ機会の提供、交流活動の促進、就労の支援に継続して取り組む必要があります。

取組の方向（２）ひとり親家庭への支援

本市では、生活の向上と経済的な自立を支援するため、講習会の開催や資格取得のための給付金の支給、専門員による相談などの支援を行っています。コロナ禍において、集合型の講習会等については中止していましたが、令和 5 年度から一部再開となりました。

ひとり親家庭に必要な情報を提供できる場を設けるなど、今後も継続的な支援が必要です。

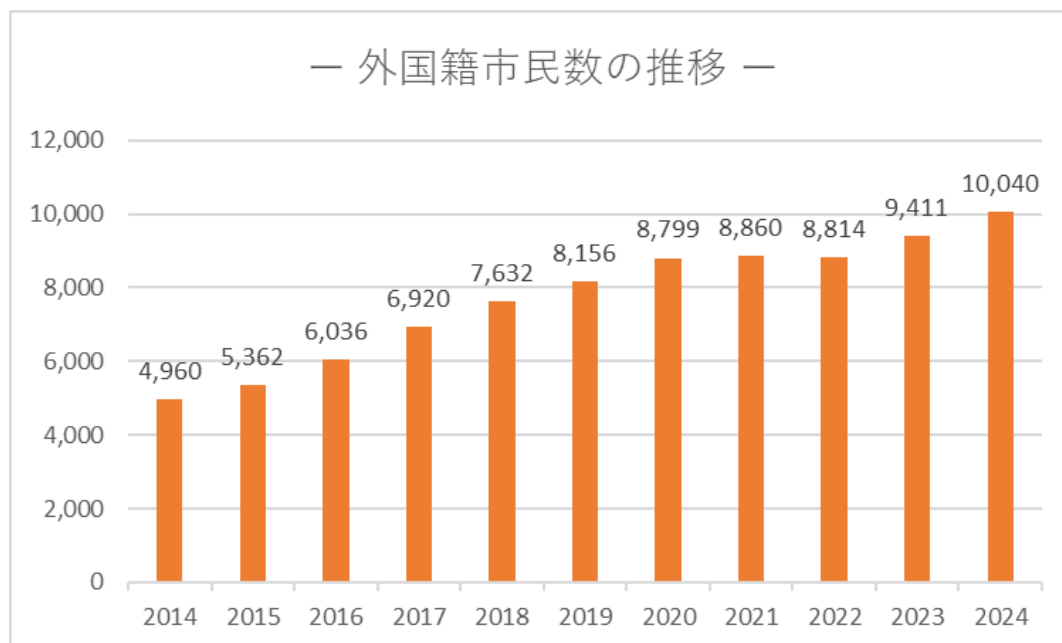
取組の方向（３）外国籍市民への支援

日本で暮らす外国籍市民は、言葉や人間関係に関する困難だけではなく、経済的困難やこどもの家庭教育に関する困難など、様々な困難に直面している状況が考えられます。

本市では現在、約１万人（市民全体の約２.８％）の外国籍の方々が生活しており、過去１０年間で約２倍に増加していることが分かります。出身国（地域）によって傾向は異なり、本市においては、中国国籍者が最多を占めながら、増加率の面では、ベトナム国籍者の顕著な伸びが見てとれます。

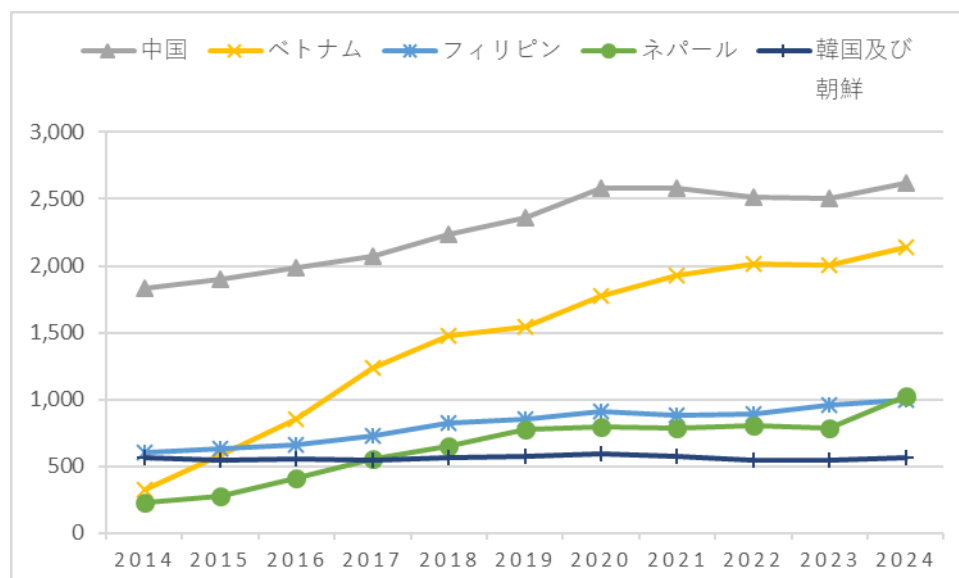
今後も外国籍市民の提案や視点を市政に反映できるように、外国籍市民会議を定期的に行うなど、外国人支援に関わる関係機関と連携を図りながら、外国籍市民が言葉の違いを超えて安心して暮らせるように支援していくことが重要です。

（図３－３－１）【外国籍市民数の推移（全体）】 資料：男女共同参画課作成



川越市住民基本台帳をもとに抽出（各年１月１日現在）

（図３－３－２）【外国籍市民数の推移（上位５か国と地域のみ抜粋）】



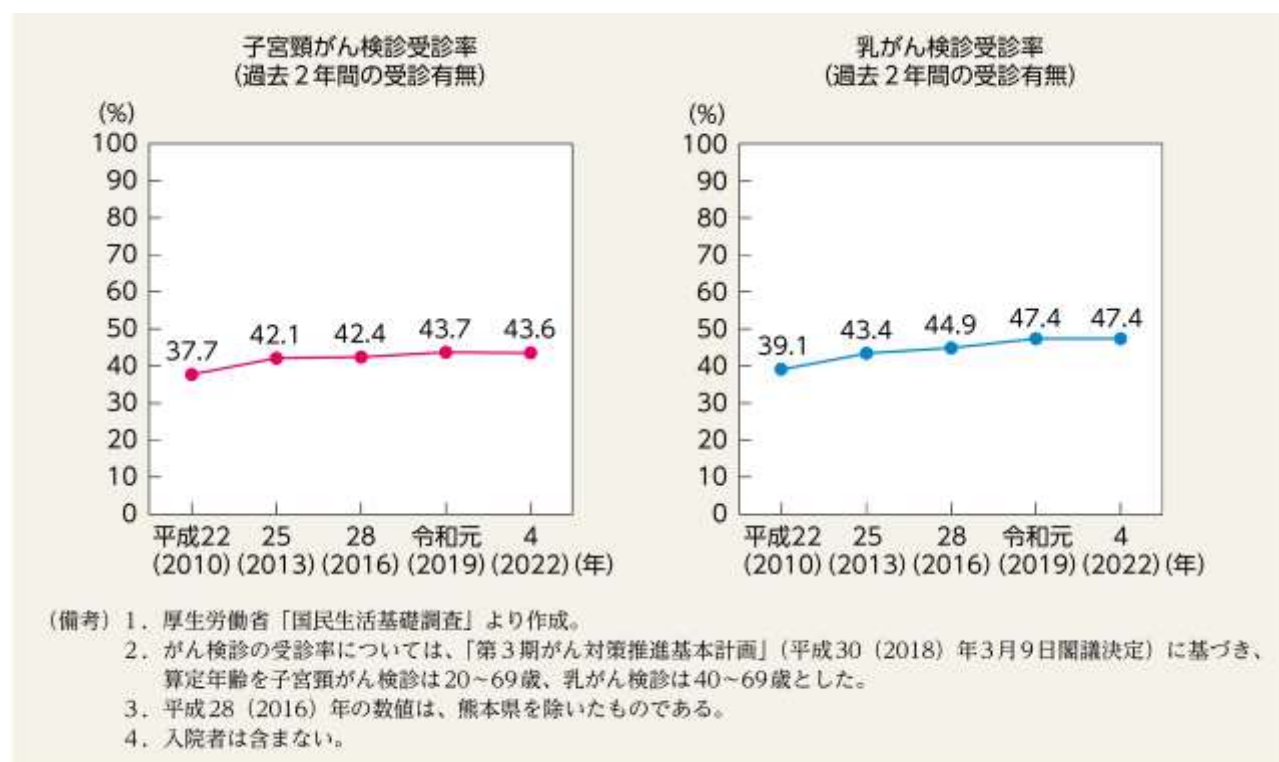
主要課題 10 生涯を通じた心身の健康支援

【 評価指標 】

乳がん・子宮がん検診の受診者数

計画策定時	目標値	現状値
乳がん 6,031 人 子宮がん 5,159 人 (平成 30 年度)	乳がん 増加 子宮がん 増加 (令和 7 年度)	乳がん 5,821 人 子宮がん 5,098 人 (令和 5 年度)

(図3-4)【子宮頸がん及び乳がん検診受診率】出典：令和6年度 男女共同参画白書



子宮頸がんや乳がんは5年相対生存率が高く、早期発見が重要です。しかし、全国的にみても、女性のがん検診の受診率は徐々に上昇しているものの、国の調査では、令和4年の子宮頸がん検診受診率は43.6%、同じく乳がん検診受診率は47.4%と令和元年と同水準にとどまり、国の策定した第5次男女共同参画基本計画における成果目標(2022年度までに50%)を達成していません。

本市においても、乳がん・子宮がん検診の受診者数は、コロナ禍によって減少し、その後回復傾向にあるものの、計画策定時の受診者数には達していません。

取組の方向（１）妊娠・出産等における相談支援の充実

妊娠・出産等においては、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ²の視点等を重視しつつ、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立する必要があります。

本市では、国が定める検査項目を公費負担することで、安心して検診を受診できる機会を確保しているほか、教室の開催や助産師等による訪問により、妊娠・育児の不安を解消できるよう支援しています。今後も継続した取組が必要です。

取組の方向（２）生涯を通じた健康支援の充実

コロナ禍では、健康教室・健康相談の参加者が少なくなりましたが、徐々に増えてきています。各種健（検）診についても、受診率の増加がみられます。

誰もが希望に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現の基盤となるものは、「健康」です。女性がキャリアを継続していくためには、女性特有の症状を踏まえた健康への理解・支援等が求められます。一方、男性についても、生活習慣病のリスクが高いことや、女性に比べて認知度は低いものの更年期障害がみられるほか、根強い固定的な性別役割分担意識等から孤立のリスクを抱えるおそれもあります。

男女が生涯を通じて健康で快適な人生を送るために、社会全体で健康課題に取り組む必要があります。

取組の方向（３）性感染症予防や薬物乱用防止の啓発

市内の市立中学校等において、学校からの申し出により、産婦人科医による出前講座を行い、性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を実施しています。このほか、無料・匿名で受検できる性感染症検査を実施しています。エイズを含む性感染症は、健康に甚大な影響をもたらすものであり、今後も引き続き、正しい知識の普及啓発を推進する必要があります。

また、近年は、若年層による薬物乱用の増加が懸念されていることから、市内の薬局や自動車学校、イベントにおいて、薬物乱用防止リーフレットの配布を行っています。薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど安全な社会の基盤を揺るがしかねない行為であり、特に、妊娠中の母親の場合、胎児に悪影響を与えることが報告されています。今後も、男女問わず、若年層への啓発活動を積極的に進める必要があります。

² リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、1994(平成6)年にエジプト・カイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念です。女性のライフサイクルを通して、性と生殖に関する健康・生命の安全を権利としてとらえるもので、今日、女性の人権の重要な概念の一つとして認識されています。

基本目標Ⅳ 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

主要課題 1 1 配偶者暴力相談支援センターの機能充実《重点》

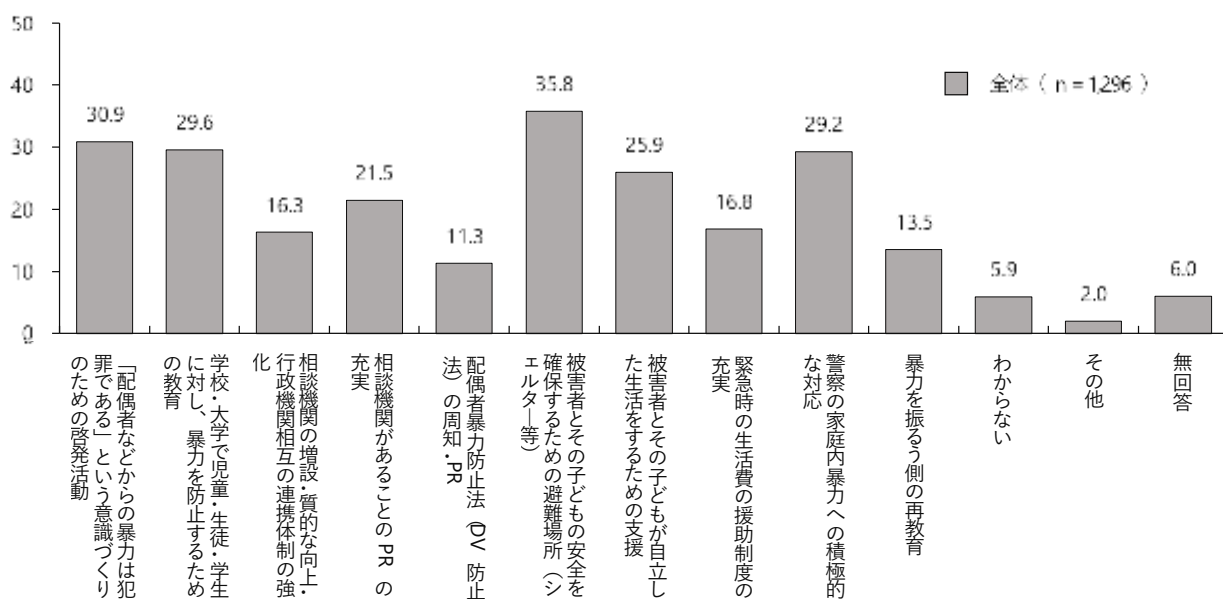
【 評価指標 】

関係機関等との連携会議の開催回数

計画策定時	目標値	現状値
年 4 回 (令和元年度)	年 4 回 (令和 7 年度)	年 4 回 (令和 5 年度)

意識調査によると、配偶者等からの暴力に対する対策や援助として必要だと思うものについて、「被害者とその子どもの安全を確保するための避難場所(シェルター等)」(35.8%)が最も高く、次いで「配偶者などからの暴力は犯罪である」という意識づくりのための啓発活動」(30.9%)、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育」(29.6%)、「警察の家庭内暴力への積極的な対応」(29.2%)、「緊急時の生活費の援助制度の充実」(25.9%)、「被害者とその子どもが自立した生活をするための支援」(21.5%)、「配偶者暴力防止法」(21.5%)、「DV 防止法の周知・PR」(16.0%)、「被害者とその子どもの安全を確保するための避難場所(シェルター等)」(13.5%)、「関係機関があることの PR の充実」(11.3%)、「相談機関の増設・質的な向上・行政機関相互の連携体制の強化」(5.9%)、「わからない」(2.0%)、「その他」(6.0%)の順となっています。

意識調査のグラフ抜粋（図 4－1）【配偶者等からの暴力に対する対策や援助】



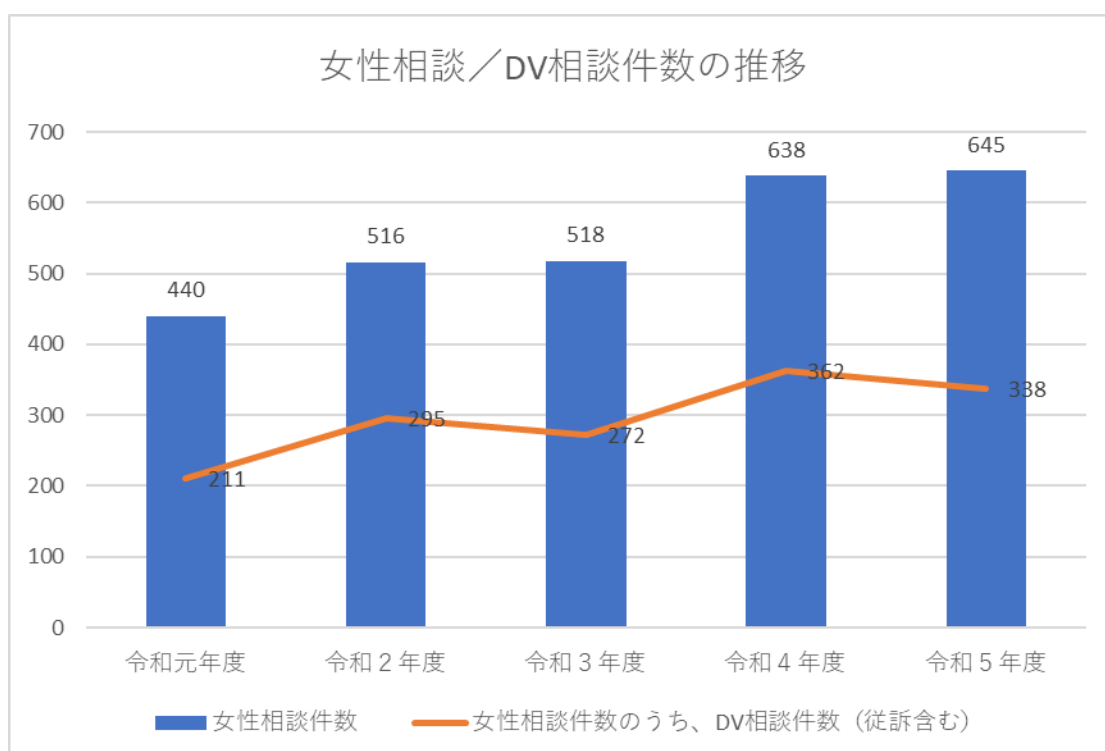
取組の方向 (1) 配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実

本市では、平成 23 年 7 月 1 日から、男女共同参画課に川越市配偶者暴力相談支援センターを設置しています。DV の相談件数は、コロナ禍の令和 2 年度から増加傾向が顕著で、女性相談全体の約 5 割を占めて相談業務の中核となっています。

女性をめぐる課題は、生活貧困、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化しています。また、DV 被害者に子どもがいる場合、こどもの DV 目撃は心理的虐待にあたります。このような複合的な課題を抱えた人々を支援するために、関係機

関との連携や相談支援員の資質向上に取り組む必要があります。

（図４－２）【女性相談／DV相談件数の推移】 資料：男女共同参画課作成



取組の方向（２）DV被害者の安全確保

配偶者等からの暴力を避けるために緊急に保護を求めてきたDV被害者の安全を確保するため、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえながら、一時保護を実施しています。一時保護として、提携ホテルへの避難も支援していますが、これまでは女性のみを対象としていたところ、令和6年度からは性別にかかわらず対象となるように要領を改正しました。なお、過去3年間の一時保護の件数は横ばいの状況です。

また、加害者等からの追及から逃れるために、都道府県域を越えて一時保護する広域的な対応も増加しており、地方公共団体間の広域的な連携も求められています。

さらに、被害者が自立して生活していくことを促進するため、就業、社会保険の手続き、住宅の確保、生活保護制度等の情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの支援が必要です。

取組の方向（３）DV被害者の情報管理

被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の相談情報、住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理には細心の注意が求められます。男女共同参画課では、半期に一度、DV被害者情報の漏洩にかかるリスクを共有するため、全庁に向けて文書を発出して注意喚起を行っています。

今後も引き続き、関係部署間で連携し、DV被害者に関する情報を厳重に管理するとともに、適切な管理が徹底されるように、携わる職員の定期的な意識啓発及び注意喚起に努める必要があります。

主要課題 1 2 相談窓口の充実と暴力防止の啓発《重点》

【 評価指標 】

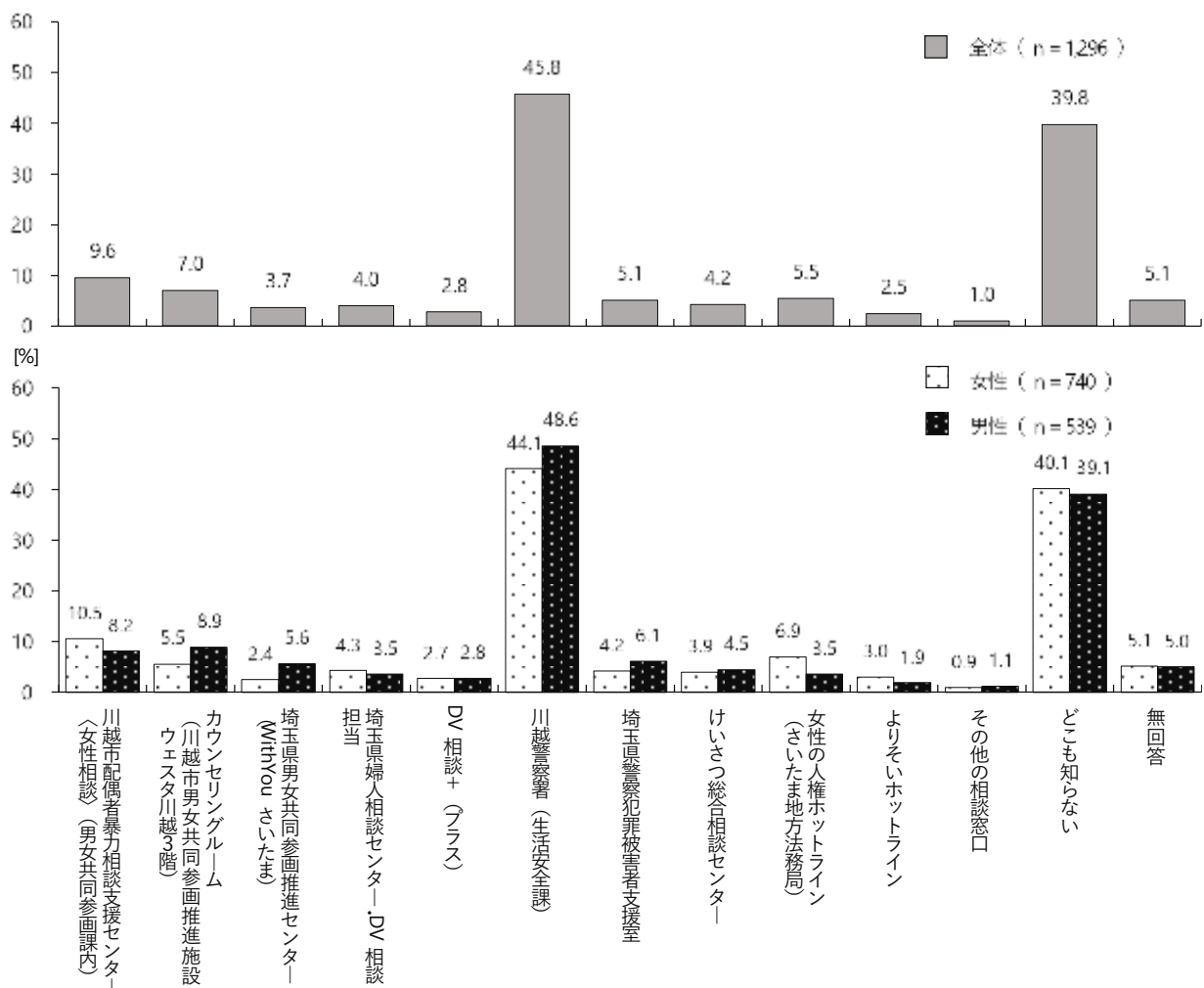
DVの相談先の認知度（意識調査より）

計画策定時	目標値	現状値
64.3% (平成 30 年度)	80.0% (令和 5 年度)	60.2% (令和 5 年度)

意識調査では、DVの相談先について認知している人が60.2%で、平成30年度の意識調査時の64.3%に比べて4.1ポイント減少してしまいました。

相談窓口の認知度は、「川越警察署（生活安全課）」（45.8%）が最も高く、次いで、「川越市配偶者暴力相談支援センター〈女性相談〉（男女共同参画課内）」（9.6%）、「カウンセリングルーム（川越市男女共同参画推進施設ウエスタ川越3階）」（7.0%）の順となっています。被害者が早期に適切な支援を受けられるように、相談窓口の一層の周知に努める必要があります。

意識調査のグラフ（図4-3）【配偶者等からの暴力の相談機関の認知状況】



取組の方向（１）相談窓口の充実

複合化、多様化、複雑化した課題を抱える相談者の状況に応じた支援や情報提供を行うため、各種相談を実施しています。悩みを抱えた方が一人でつらい思いを抱えないように、相談窓口の周知に積極的に取り組み、相談者に寄り添った支援に努めていく必要があります。

取組の方向（２）暴力防止の啓発

意識調査では、配偶者等からの暴力被害経験は、女性の約 20%が、身体的暴行や心理的攻撃を経験しており、男性の約 10%が同様に被害を経験しています。子どもがいる家庭においては、子どもがDVを目撃することは、心理的虐待にもあたります。

また、若年層における交際相手間の暴力（デートDV）を予防することは、将来的なDV防止にもつながります。

あらゆる暴力の根絶に向けて、DVの予防、啓発を継続していく必要があります。

意識調査のグラフ（図４－４）【配偶者等からの暴力の被害経験（性別）】

